

袋井市国民保護協議会を開催します

国民保護法の施行に基づき「袋井市国民保護計画」を策定するため国民保護協議会を開催します。

日 9月28日(木)

時 午後1時30分～3時

所 市役所5階第1委員会室

「国民保護計画」とは、日本に対する武力攻撃や大規模テロなどが起きた時に、市民の生命や身体、財産を保護するための計画です。「国民保護協議会」は、市民の避難や救援などについて審議する組織です。

傍聴については、防災課防災係までお問い合わせください。

☎防災課防災係 ☎44-3108

耐震改修住宅の固定資産税の減額制度

対象 昭和57年1月1日以前に建てた住宅を平成18年1月1日から平成27年12月31日までに、現行の耐震基準に適合するように工事費を30万円以上かけて耐震改修工事を行った方

減額割合 耐震改修工事をした住宅にかかる床面積120㎡までの固定資産税の2分の1（都市計画税は除く）

耐震改修工事完了期間	固定資産税の減額期間
平成18年1月1日～平成21年12月31日	耐震改修工事が完了した年の翌年度から3年度分
平成22年1月1日～平成24年12月31日	耐震改修工事が完了した年の翌年度から2年度分
平成25年1月1日～平成27年12月31日	耐震改修工事が完了した年の翌年度分

申請方法 市役所2階税務課資産税係にある申告書に必要事項を記入のうえ、原則として耐震改修が完了した日から3か月以内に、工事費を証明する書類や固定資産税減額証明書()などを添付して、提出してください。

()市の補助を受けて耐震補強工事を行った方は、市役所2階防災課防災係で証明書(無料)を発行します。

☎④税務課資産税係 ☎44-3110

住宅耐震改修工事に伴う所得税額の特別控除制度

市の補助を受けて住宅の耐震改修工事をした方の所得税が控除できる制度です。証明書を添付のうえ確定申告をしてください。

対象 昭和56年5月31日以前に建てた住宅を平成18年4月1日から平成20年12月31日までに現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を行った方

耐震改修工事完了期間	所得税額控除ができる期間
平成18年4月1日～平成20年12月31日	耐震改修工事が完了した年分

控除額 住宅耐震改修の費用の10%に相当する額(上限20万円)

所得税額控除には、「住宅耐震改修証明書」が必要です。

証明書申請方法 市役所2階防災課防災係にある「住宅耐震改修証明申請書」に必要事項を記入して、提出してください。

確定申告に関する内容は、磐田税務署個人課税第一部門(☎32-6114)へお問い合わせください。

☎④防災課防災係 ☎44-3108

事業所・企業統計調査にご協力ください

産業構造や事業活動の実態を調査するため、「事業所・企業統計調査」を行います。調査資料や国や県、市の施策の立案などの基礎資料にします。

調査基準日 10月1日(日)

対象 すべての事業所(個人経営の農業や林業、漁業は除く)

調査方法 9月下旬ころから統計調査員が調査票を持って、事業所や企業を訪問します。後日、調査票を回収に伺います。

調査員は県が発行した身分証明書を携帯しています。

☎企画政策課企画係 ☎44-3105

アスベスト報告

ニチアスに申入書を提出

7月27日、市はニチアス(株)(本社：東京都港区)に次の3点について申入書を提出しました。

昨年度の健康診断で病変が見つかった6人にはニチアス(株)から通知すること。

周辺住民を対象とした健康診断を今後も継続して行うこと。

病変が認められ、医療機関での診療などが必要な場合は、ニチアス(株)が負担すること。

ニチアスからの回答

8月4日、ニチアス(株)から次のとおり回答がありました。

昨年度の健康診断の結果は、周辺住民へ報告します。

ニチアス(株)が費用を負担する住民健康診断を平成18年度も予定しています。平成19年度以降は、平成17・18年度の結果を踏まえ市と協議していきます。

健康診断で病変が認められ、継続的な健康診断が必要とされた場合は、ニチアス(株)が健康診断の費用を負担します。

☎環境衛生課環境保全係 ☎44-3115